

# 市 会 議 案

令和7年11月定例会（令和7年11月17日提出）

名 古 屋 市

## 目 次

|             |                                                   |     |
|-------------|---------------------------------------------------|-----|
| 令和7年第141号議案 | 名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例の<br>制定について……………          | 1頁  |
| 令和7年第142号議案 | 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準<br>を定める条例の一部改正について…………… | 5頁  |
| 令和7年第143号議案 | 名古屋市農業文化園条例の廃止について……………                           | 9頁  |
| 令和7年第144号議案 | 名古屋市揚輝荘整備運営事業者選定審議会条例の制定に<br>ついて……………             | 11頁 |
| 令和7年第145号議案 | 名古屋市水道給水条例の一部改正について……………                          | 15頁 |
| 令和7年第146号議案 | 名古屋市下水道条例の一部改正について……………                           | 19頁 |
| 令和7年第147号議案 | 名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について……………                       | 23頁 |
| 令和7年第148号議案 | 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関<br>する条例の一部改正について……………   | 25頁 |
| 令和7年第155号議案 | 契約の締結について……………                                    | 29頁 |
| 令和7年第156号議案 | 契約の締結について……………                                    | 31頁 |
| 令和7年第157号議案 | 契約の一部変更について……………                                  | 33頁 |
| 令和7年第158号議案 | 契約の一部変更について……………                                  | 35頁 |
| 令和7年第159号議案 | 契約の一部変更について……………                                  | 37頁 |
| 令和7年第160号議案 | 契約の一部変更について……………                                  | 39頁 |
| 令和7年第161号議案 | 契約の一部変更について……………                                  | 41頁 |
| 令和7年第162号議案 | 契約の一部変更について……………                                  | 43頁 |
| 令和7年第163号議案 | 財産の処分について……………                                    | 45頁 |
| 令和7年第164号議案 | 指定管理者の指定について……………                                 | 49頁 |
| 令和7年第165号議案 | 指定管理者の指定について……………                                 | 51頁 |
| 令和7年第166号議案 | 指定管理者の指定について……………                                 | 53頁 |
| 令和7年第167号議案 | 指定管理者の指定について……………                                 | 55頁 |
| 令和7年第168号議案 | 指定管理者の指定について……………                                 | 57頁 |

|             |                           |     |
|-------------|---------------------------|-----|
| 令和7年第169号議案 | 指定管理者の指定の変更について……………      | 59頁 |
| 令和7年第170号議案 | 指定管理者の指定の変更について……………      | 61頁 |
| 令和7年第171号議案 | 指定管理者の指定の変更について……………      | 63頁 |
| 令和7年第172号議案 | 当せん金付証票の発売について……………       | 65頁 |
| 令和7年第173号議案 | 名古屋港内の公有水面埋立てについて……………    | 67頁 |
| 令和7年諮問第3号   | 特殊勤務手当の戻入の督促に関する審査請求について… | 71頁 |

令和 7 年第 141 号議案

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例の制定について

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 11 月 17 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関し必要な事項を定めることにより、市が行う廃棄物の処理及び市民が市と協働して行う資源物の集団回収の適正な実施を確保し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 家庭廃棄物等 次に掲げる廃棄物をいう。

ア 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する家庭廃棄物

イ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第2号に規定する事業系廃棄物のうち同条例第14条第2項の規定により市が収集、運搬及び処分するもの

(3) 資源物 家庭廃棄物等のうち規則で定めるものをいう。

(4) 集団回収実施団体 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第12条に規定する廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動としての集団回収を行う団体で市長の登録を受けたものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の処理及び資源物の集団回収の適正な実施の確保に関し必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、必要に応じ、関係機関等に対し協力を求めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の処理及び資源物の集団回収の適正な実施の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(家庭廃棄物等の収集又は運搬の禁止)

第5条 市及び規則で定める者以外の者は、一般廃棄物処理実施計画（名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の実施計画に該当するものをいう。）で定める場所に排出された家庭廃棄物等を収集し、又は運搬してはならない。

2 集団回収実施団体及び集団回収実施団体から資源物の収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、集団回収実施団体が集団回収を行う場所としてあらかじめ市長に届け出た場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(勧告及び命令)

第6条 市長は、前条各項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることが

できる。

(立入調査等)

第7条 市長は、前条各項の規定の施行に必要な限度において、その職員をして、必要と認める土地、建物、車両等に立ち入り、調査させ、又は関係者に対し、質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第8条 市長は、第6条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第6条第2項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条から第8条まで、第10条及び第11条並びに次項から附則第4項までの規定は、同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例の廃止)

2 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例（平成23年名古

屋市条例第42号)は、廃止する。

(名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 一部施行日前にした行為に係る前項の規定による廃止前の名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例の規定による勧告、命令及び公表については、なお従前の例による。
- 4 一部施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、循環型社会の形成に寄与するため、家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関し基本となる事項を定める必要があるによる。

令和 7年第 142 号議案

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表中

「

保育士（法第18条の27第 1  
項に規定する認定地方公共  
団体（以下「認定地方公共  
団体」という。）の区域内  
又は児童福祉法等の一部を  
改正する法律（令和 7年法  
律第29号。以下この項にお  
いて「改正法」という。）



「

保育士（特区法第12条の 5 第 5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

を

附則第12条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）

第12条の 5第 3項に規定する事業実施区域であつた区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の 5第 2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

令和 7 年第 143 号議案

名古屋市農業文化園条例の廃止について

名古屋市農業文化園条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市農業文化園条例を廃止する条例

名古屋市農業文化園条例（平成元年名古屋市条例第13号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の名古屋市農業文化園条例の規定により行われた指定管理者の指定の手続は、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の相当の規定により行われたものとみなす。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市農業文化園を廃止する必要があるによる。

令和 7 年第 144 号議案

名古屋市揚輝荘整備運営事業者選定審議会条例の制定について

名古屋市揚輝荘整備運営事業者選定審議会条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 11 月 17 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市揚輝荘整備運営事業者選定審議会条例

(設置)

第 1 条 本市に市長の附属機関として、名古屋市揚輝荘整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市が設置する名古屋市揚輝荘の整備運営事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者の中から、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、観光文化交流局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成15年名古屋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

|    |                  |            |     |
|----|------------------|------------|-----|
| 30 | 伝統的建造物群保存地区保存審議会 |            |     |
|    | 会長               | 日額 13,500円 | 8 級 |
|    | 委員及び臨時委員         | 日額 12,600円 | 8 級 |

」

を

「

|      |                         |            |     |
|------|-------------------------|------------|-----|
| 30   | 伝統的建造物群保存地区保存審議会        |            |     |
|      | 会長                      | 日額 13,500円 | 8 級 |
|      | 委員及び臨時委員                | 日額 12,600円 | 8 級 |
| 30の2 | 揚輝荘整備運営事業者選定審議会委員及び臨時委員 | 日額 12,600円 | 8 級 |

」

に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市揚輝荘の整備運営事業を実施する民間事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市揚輝荘整備運営事業者選定審議会を設置する必要があるによる。

令和 7 年第 145 号議案

名古屋市水道給水条例の一部改正について

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者等（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者又は当該水道事業者がこの項本文の指定をした者をいう。以下この条において同じ。）が施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

第 7 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加える。

第16条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、給水装置工事等を施行する事業者の指定に関する規定を整備する必要があるによる。



(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案  
現 行)

名古屋市水道給水条例 (抜すい)

第7条 給水装置工事及び給水装置の修繕は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者等（法第3条第5項に規定する水道事業者又は当該水道事業者がこの項本文の指定をした者をいう。以下この条において同じ。）が施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

前項の規定により、指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

第16条 手数料は、次に掲げる区分に従い、申請者又は申込者から、これを徴収する。

- |     |                           |             |       |         |
|-----|---------------------------|-------------|-------|---------|
| (1) | <u>第7条第1項本文</u><br>第7条第1項 | の指定をするとき    | 1件につき | 10,000円 |
| (2) | <u>第7条第1項本文</u><br>第7条第1項 | の指定の更新をするとき | 1件につき | 7,000円  |
| (3) | (略)                       |             |       |         |

(第2項 略)

(参考 2)

## 参 照 条 文

水道法（昭和32年法律第 177 号）抜すい

（用語の定義）

第 3 条 （略）

2 }  
{ } (略)  
4 }

5 この法律において「水道事業者」とは、第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 }  
{ } (略)  
12 }

令和 7 年第 146 号議案

名古屋市下水道条例の一部改正について

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条の 2 第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の公共下水道管理者等（法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者又は当該公共下水道管理者がこの項本文の指定に相当する指定をした者をいう。）が施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

第12条の 2 第 2 項中「前項」を「前項本文」に改める。

第15条の 2 第 1 項第 1 号中「第12条の 2 第 1 項」を「第12条の 2 第 1 項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、排水設備の工事を施行する事業者の指定に関する規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

名古屋市下水道条例 (抜すい)

第12条の2 排水設備の築造、改築又は増築の工事は、管理者又は管理者が指定をした者（以下「指定排水設備工事店」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、他の公共下水道管理者等（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者又は当該公共下水道管理者がこの項本文の指定に相当する指定をした者をいう。）が施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

前項本文  
前項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(第3項及び第4項 略)

第15条の2 手数料は、次に掲げる区分に従い、申請者から、これを徴収する。

- (1) 第12条の2第1項本文  
第12条の2第1項の指定をするとき 1件につき 10,000円
- (2) (略)

(第2項 略)

(参考 2)

## 参 照 条 文

下水道法（昭和33年法律第79号）抜粋

（事業計画の策定）

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

2 }  
4 } (略)  
6 }

令和 7 年第 147 号議案

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第39号の 6 中「第 137 条の12第 6 項又は第 7 項」を「第 137 条の12第 11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

名古屋市建築基準法施行条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }  
{ (略)  
(39)の5 }

(39)の6 令第137条の12<sup>第11項</sup><sub>第6項</sub>又は<sup>第12項</sup><sub>第7項</sub>の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査

既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の認定  
申請手数料 27,000円

(40) }  
{ (略)  
(55) }



令和 7 年第 148 号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 11 月 17 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

|                              |                                                                                   |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 大清水学術・研究<br>開発拠点地区整備<br>計画区域 | 都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都<br>市計画大清水学術・研究開発拠点地区計画の区域のうち、<br>地区整備計画が定められている区域 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|

別表第 2 に次のように加える。

|                                      |    |       |                                                                                                        |
|--------------------------------------|----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大清水学<br>術・研究<br>開発拠点<br>地区整備<br>計画区域 | 全域 | 用途の制限 | 次に掲げる建築物以外の建築物<br>1 学校、図書館その他これらに類するもの<br>2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これら<br>に類するもの<br>3 老人福祉センター、児童厚生施設その他これら |
|--------------------------------------|----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|           |                                                                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | に類するもの                                                                                                          |
|           | 4 病院                                                                                                            |
|           | 5 診療所                                                                                                           |
|           | 6 ホテル又は旅館の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以内のもの（第 1 号から第 5 号まで、第 9 号又は第 10 号に掲げる建築物の利用者の宿泊の用に供するものに限る。） |
|           | 7 自動車車庫又は自転車駐車場                                                                                                 |
|           | 8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの                                                 |
|           | 9 事務所                                                                                                           |
|           | 10 集会場                                                                                                          |
|           | 11 倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）                                                                                             |
|           | 12 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの                                                                             |
|           | 13 自動車修理工場又は回転翼航空機の修理工場                                                                                         |
|           | 14 危険物の貯蔵又は処理に供するもの                                                                                             |
|           | 15 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（13）項口に掲げる回転翼航空機の格納庫                                                             |
|           | 16 前各号の建築物に附属するもの                                                                                               |
| 建蔽率の最高限度  | 10 分の 3                                                                                                         |
| 敷地面積の最低限度 | 500 平方メートル                                                                                                      |
| 壁面の位置の制限  | 外壁等の面から道路境界線又は地区計画の区域の境界線までの距離は都市計画法第 14 条第 1 項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離に                |

|  |          |                                                                                                                                                                                                          |
|--|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |          | <p>ある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。</p> |
|  | 高さの最高限度  | <p>1 31メートル</p> <p>2 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の範囲内にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>3 前号に掲げる水平距離が8メートルを超える範囲内にあつては、当該水平距離と8メートルとの差に1.5分の1を乗じて得たものに20メートルを加えた数値</p>            |
|  | 緑化率の最低限度 | <p>10分の2.5。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りでない。</p>                                                                                                                                        |

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出したのは、大清水学術・研究開発拠点地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める必要があるによる。

令和 7 年第 155 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- |   |        |                                                   |
|---|--------|---------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 名古屋市猪子石工場焼却設備改修工事の請負                              |
| 2 | 施行場所   | 名古屋市千種区香流橋一丁目地内                                   |
| 3 | 契約の内容  | ごみ焼却設備 1 式                                        |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札                                            |
| 5 | 契約金額   | 23,430,000,000円                                   |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅三丁目22番 8 号<br>株式会社タクマ中部支店<br>支店長 菅 原 孝 二 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和11年 7 月 2 日                                     |

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市猪子石工場の焼却設備改修工事を施行する必要があるによる。

令和 7 年第 156 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- |   |        |                                                                                                                          |
|---|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 名古屋市国際展示場第 2 展示館改築工事の請負                                                                                                  |
| 2 | 施行場所   | 名古屋市港区金城ふ頭二丁目地内                                                                                                          |
| 3 | 契約の内容  | 名古屋市国際展示場第 2 展示館再整備                                                                                                      |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札                                                                                                                   |
| 5 | 契約金額   | 22,999,900,000円                                                                                                          |
| 6 | 契約の相手方 | 竹中・安井共同企業体                                                                                                               |
|   | 代表者    | 名古屋市中区錦二丁目 2 番13号<br>株式会社竹中工務店名古屋支店<br>執行役員支店長 吉 口 勝 史<br>名古屋市東区泉一丁目10番23号<br>株式会社安井建築設計事務所名古屋事務所<br>執行役員名古屋事務所長 寺 西 敦 敏 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和12年 3 月31日                                                                                                             |

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市国際展示場第 2 展示館の改築工事を施行する必要があるによる。

令和 7 年第 157 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 工 事 請 負 契 約 名                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 部 分  |                   |                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------|-------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                 | 項目       | 変 更 前             | 変 更 後             |
| 名城公園地下横断歩道新<br>設工事の請負契約<br>[ 令和 4 年12月 7 日議決<br>令和 4 年第 127 号 (令<br>和 5 年 5 月25日専決処<br>分、令和 5 年 9 月27日<br>議決令和 5 年第85号及<br>び令和 6 年 7 月 4 日議<br>決令和 6 年第93号によ<br>り契約金額を変更並び<br>に令和 7 年 3 月10日議<br>決令和 7 年第93号によ<br>り完成予定期日を変更) ] | 契約<br>金額 | 2, 512, 242, 132円 | 2, 823, 238, 233円 |

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和7年第158号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和7年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 工 事 請 負 契 約 名                                                                           | 変 更 部 分  |                |                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------|----------------|
|                                                                                         | 項目       | 変 更 前          | 変 更 後          |
| 上志段味中学校新築工事<br>の請負契約<br>〔令和6年10月2日議決<br>令和6年第117号（令<br>和7年5月23日専決処<br>分により契約金額を変<br>更）〕 | 契約<br>金額 | 3,428,136,800円 | 3,535,614,500円 |

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。



令和 7 年第 159 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額及び完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 工 事 請 負 契 約 名                                              | 変 更 部 分        |                |                |
|------------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                                                            | 項目             | 変 更 前          | 変 更 後          |
| 稲永スポーツセンター改<br>修工事の請負契約<br>令和 6 年11月22日議決<br>令和 6 年第 135 号 | 契約<br>金額       | 1,702,360,000円 | 1,724,164,200円 |
|                                                            | 完成<br>予定<br>期日 | 令和 8 年 2 月27日  | 令和 8 年 3 月31日  |

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額し、完成予定期日を変更する必要があるによる。

令和 7年第 160 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 7年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 工 事 請 負 契 約 名                                   | 変 更 部 分 |                 |                 |
|-------------------------------------------------|---------|-----------------|-----------------|
|                                                 | 項目      | 変 更 前           | 変 更 後           |
| 八事斎場改築工事の請負契約<br>〔令和 6年 3月 8日議決〕<br>〔令和 6年第72号〕 | 契約金額    | 19,470,000,000円 | 20,266,822,000円 |

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和 7 年第 161 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 工 事 請 負 契 約 名                                                                                                          | 変 更 部 分  |                 |                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------|-----------------|
|                                                                                                                        | 項目       | 変 更 前           | 変 更 後           |
| 名古屋国際会議場 1 号館<br>等改修工事の請負契約<br>〔令和 6 年10月 2 日議決<br>令和 6 年第 119 号（令<br>和 7 年 7 月 2 日議決令<br>和 7 年第 109 号により<br>契約金額を変更）〕 | 契約<br>金額 | 33,481,537,600円 | 34,950,904,600円 |

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和 7 年第 162 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 工 事 請 負 契 約 名                                                                                                                   | 変 更 部 分  |                    |                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------|--------------------|
|                                                                                                                                 | 項目       | 変 更 前              | 変 更 後              |
| 名古屋国際会議場 2 ～ 4<br>号館等改修工事の請負契約<br><br>〔 令和 6 年10月 2 日議決<br>令和 6 年第 120 号（令<br>和 7 年 7 月 2 日議決令<br>和 7 年第 110 号により<br>契約金額を変更） 〕 | 契約<br>金額 | 14, 421, 611, 664円 | 17, 454, 194, 664円 |

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和7年第163号議案

財産の処分について

下記のとおり、土地を売り払うものとする。

令和7年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- |   |         |                                       |
|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 財産の表示   | 土地                                    |
|   |         | (1) 名古屋市港区泰明町1丁目1番3始め7筆               |
|   |         | 雑種地 166,454平方メートル                     |
|   |         | 上記の土地に対する仮換地                          |
|   |         | 名古屋市泰明町土地区画整理事業施行地区内3ブロック1番始め4筆       |
|   |         | 121,837.46平方メートル                      |
|   |         | (2) 名古屋市泰明町土地区画整理事業施行地区内保留地           |
|   |         | 予定地                                   |
|   |         | 25,277.04平方メートル                       |
|   |         | 合計 147,114.5平方メートル                    |
| 2 | 財産の所有者  | (1) 愛知県                               |
|   |         | 持分100分の50                             |
|   |         | (2) 名古屋市                              |
|   |         | 持分100分の50                             |
| 3 | 売払金額    | 12,468,737,973円（本市収受額 6,234,368,986円） |
| 4 | 売払いの相手方 | 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号                      |
|   |         | 株式会社エスコン                              |
|   |         | 代表取締役 伊 藤 貴 俊                         |

名古屋市西区新道一丁目 2 番 5 号

株式会社マザーズ

代表取締役 野 口 恵 介

名古屋市中村区平池町 4 丁目 60 番地 9

大和ハウス工業株式会社中部支社

執行役員支社長 石 野 信 治

名古屋市中区栄二丁目 2 番 5 号

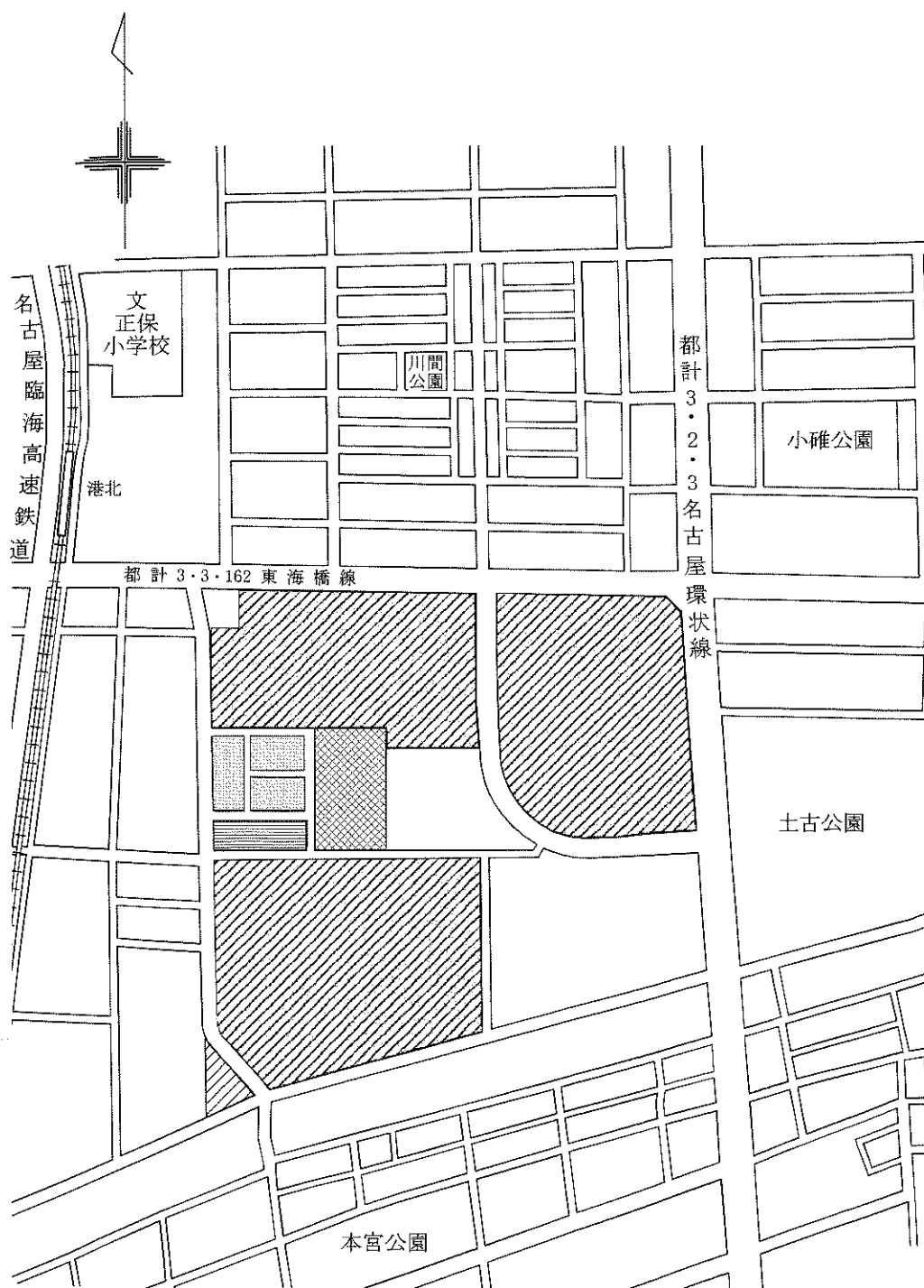
中電不動産株式会社

代表取締役社長 岡 本 祥 一

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋競馬場跡地におけるまちづくり事業用地とするため、土地を処分する必要があるによる。

(参 考)



凡 例

売払予定地

-  株式会社エスコン
-  株式会社マザーズ
-  大和ハウス工業株式会社中部支社
-  中電不動産株式会社

令和 7 年第 164 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称            | 指定の相手方                                             |
|------------------|----------------------------------------------------|
| 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド | 名古屋市瑞穂区洲山町 2 丁目21番地<br>公益財団法人愛知県サッカー協会<br>会長 岩 間 博 |

2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



令和 7 年第 165 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称     | 指定の相手方                                           |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 名古屋市北図書館  | 東京都文京区大塚三丁目1番1号<br>TRC・NKパートナーズ<br>代表者 谷 一 文 子   |
| 名古屋市楠図書館  | 東京都文京区大塚三丁目1番1号<br>TRC・NKパートナーズ<br>代表者 谷 一 文 子   |
| 名古屋市山田図書館 | 東京都文京区大塚三丁目1番1号<br>TRC・NKパートナーズ<br>代表者 谷 一 文 子   |
| 名古屋市港図書館  | 愛知県豊田市松ケ枝町3丁目30番地<br>ホームックス株式会社<br>代表取締役 餅 原 幹 也 |
| 名古屋市南陽図書館 | 愛知県豊田市松ケ枝町3丁目30番地<br>ホームックス株式会社<br>代表取締役 餅 原 幹 也 |

|          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 名古屋市南図書館 | 愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地<br>ホームックス株式会社<br>代表取締役 餅原 幹也 |
|----------|------------------------------------------------|

2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和7年第166号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和7年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称        | 指定の相手方                                         |
|--------------|------------------------------------------------|
| 名古屋市営久屋駐車場   | 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号<br>名鉄協商グループ<br>代表者 小 林 昌 弘 |
| 名古屋市営大須駐車場   | 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号<br>名鉄協商グループ<br>代表者 小 林 昌 弘 |
| 名古屋市営古沢公園駐車場 | 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号<br>名鉄協商グループ<br>代表者 小 林 昌 弘 |

2 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 7 年第 167 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称                                                                                              | 指定の相手方                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 名古屋市営住宅条例<br>(昭和29年名古屋市条<br>令第25号) 第 2 条に規<br>定する改良住宅、コミ<br>ュニティ住宅及び更新<br>住宅並びにこれらの住<br>宅に付随する共同施設 | 名古屋市西区浄心一丁目 1 番 6 号<br>名古屋市住宅供給公社<br>理事長 寺 澤 雅 代 |

2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 7 年第 168 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称                                                                             | 指定の相手方                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 名古屋市定住促進住宅<br>条例（平成 6 年名古屋<br>市条例第46号）第 2 条<br>に規定する定住促進住<br>宅及び当該住宅に付随<br>する共同施設 | 名古屋市西区浄心一丁目 1 番 6 号<br>名古屋市住宅供給公社<br>理事長 寺 澤 雅 代 |

2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 7 年第 169 号議案

指定管理者の指定の変更について

令和 4 年 3 月 22 日議決指定管理者の指定（令和 4 年第 39 号議案）について、  
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 7 年 11 月 17 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 施設の名称     | 指定管理者                                                 | 指定の期間                                   |                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
|           |                                                       | 変更前                                     | 変更後                                     |
| 名古屋市国際展示場 | 東京都中央区日本橋三丁目 10 番 5 号<br>ポートメッセなごや M I<br>C E コンソーシアム | 令和 4 年 4 月 1<br>日から令和 8 年<br>3 月 31 日まで | 令和 4 年 4 月 1<br>日から令和 9 年<br>3 月 31 日まで |

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 7 年第 170 号議案

指定管理者の指定の変更について

令和 4 年12月 7 日議決指定管理者の指定（令和 4 年第 149 号議案）について、  
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 施設の名称       | 指定管理者                                       | 指定の期間                                 |                                      |
|-------------|---------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
|             |                                             | 変更前                                   | 変更後                                  |
| 名古屋市民<br>会館 | 東京都渋谷区代々木五丁<br>目40番13号<br>共立・名古屋共立共同事<br>業体 | 令和 5 年 4 月 1<br>日から令和 8 年<br>3 月31日まで | 令和 5 年 4 月 1<br>日から令和10年<br>3 月31日まで |

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ  
る。

令和 7 年第 171 号議案

指定管理者の指定の変更について

令和 4 年12月 7 日議決指定管理者の指定（令和 4 年第 152 号議案）について、  
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 施設の名称     | 指定管理者                               | 指定の期間                                 |                                      |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
|           |                                     | 変更前                                   | 変更後                                  |
| 名古屋市音楽プラザ | 東京都渋谷区代々木五丁目40番13号<br>共立・名古屋共立共同事業体 | 令和 5 年 4 月 1<br>日から令和 8 年<br>3 月31日まで | 令和 5 年 4 月 1<br>日から令和10年<br>3 月31日まで |

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。



令和 7 年第 172 号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、令和8年度において当せん金付証票を下記のとおり発売するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

1 発 売 総 額 300 億円以内

（理 由）

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証票を発売する必要があるによる。

令和 7 年第 173 号議案

名古屋港内の公有水面埋立てについて

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、名古屋港港湾管理者から意見を求められた下記の公有水面埋立てについては、異議なき旨の意見を提出するものとする。

令和 7 年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- 1 埋立区域の位置 名古屋市港区昭和町38番 2 の地先の公有水面
- 2 埋立区域の面積 870.45平方メートル

（理 由）

この案を提出したのは、公有水面埋立てに対する意見を名古屋港港湾管理者に提出する必要があるによる。

(参考 1)

## 参 照 条 文

### 1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）抜すい

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第2項及び第3項 略）

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

### 2 港湾法（昭和25年法律第218号）抜すい

（他の法令との関係）

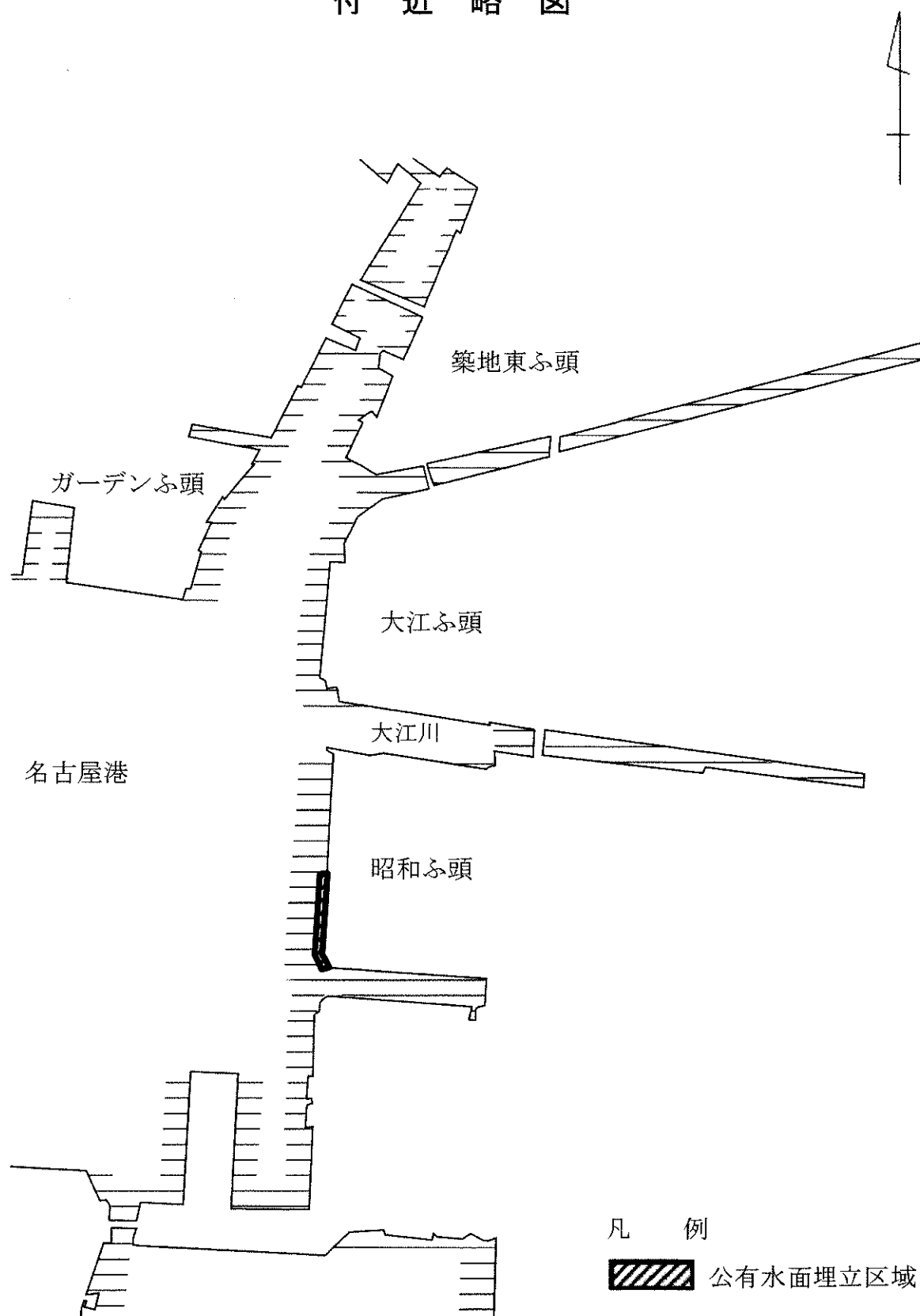
第58条 （略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3 }  
4 } （略）

(参考 2)

# 付 近 略 図



特殊勤務手当の戻入の督促に関する審査請求について

下記要項により、特殊勤務手当の戻入の督促に関する審査請求があったので、この審査請求を棄却したい。

上記のことについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 3第 7項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7年11月17日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

1 審査請求人住所氏名

愛知県小牧市藤島町梵天 110番地 136

小出 幸雄

2 審査請求年月日

令和 7年 2月14日

3 審査請求に係る処分

名古屋市長職務代理者名古屋市副市長（以下「処分庁」という。）が上記審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った民法（明治29年法律第89号）第 703条に基づく特殊勤務手当の戻入金に係る令和 6年11月20日付けの督促処分（以下「本件処分」という。）

4 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号。以下「条例」

という。)第12条の規定によれば、職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組み入れることが不可能であるか、又は困難若しくは不適當な事情があるときは、その特殊性に応じ特殊勤務手当を支給することができる」とされているところ、名古屋市動物愛護センター(以下「動物愛護センター」という。)は犬又は猫の殺処分を行う施設であったことから、事務職員に対しては、不快な職場環境での勤務に対して日額により定められた特殊勤務手当が支給されていたと考えられ、業務に従事した時間に手当を支給すべきとすることは誤りである。

また、平成18年度に行われた外部監査(以下「外部監査」という。)の結果に関する報告を踏まえ、特殊勤務手当規則(平成15年名古屋市規則第67号。以下「規則」という。)及び「特殊勤務手当支給の運用」(平成15年5月9日総給第69号。以下「運用」という。)に基づく、手当を受けることのできる業務に従事した時間が1日において3時間50分未満であるときに、一定の場合において日額の特殊勤務手当を支給する取扱い(以下「半日従事の特例」という。)が廃止されたが、その際には、当該手当の返還を求めている。それにもかかわらず、本件において返還を求めることは、あまりにも均衡を欠き、不当である。

## 5 棄却しようとする理由

- (1) 条例第12条の規定によれば、特殊勤務手当は、職員が著しく危険な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とすると認められるものに従事したときに支給されるものと考えられる。また、条例第12条の15第1項第3号の規定によれば、特殊勤務手当の一つである野犬捕獲・管理手当は、抑留所に収容された犬等の管理業務に従事したときに支給するとされている。そして、運用第12条の15関係第6項の規定によれば、条例第12条の15第1項第3号の規定は、動物愛護センターに所属する職員に適用するとされている。

以上のことから、当該手当は、単に動物愛護センターに勤務していた職員ではなく、条例第12条の規定に基づき特殊な勤務に従事した職員に対して支給されるものである。

(2) 外部監査の結果に関する報告を踏まえ、半日従事の特例に係る規則及び運用の規定は廃止されたが、廃止前に当該特例の要件に該当していた者は、規則の規定に基づき適法に特殊勤務手当を支給されたのであって、当該手当の返還を求める根拠がないものである。

一方、本件において、請求人は特殊勤務手当の支給対象業務に従事しておらず、そもそも受給要件を備えていなかったにもかかわらず、誤って当該手当が支給されたものである。そのため、請求人に対して誤って支給された当該手当のうち、地方自治法第 236 条第 1 項に規定する時効により消滅していないものについて、民法第 703 条の規定に基づいて返還を求めたものである。

よって、本件において、名古屋市長が、請求人に対して誤って支給された特殊勤務手当の返還を求めたことは、半日従事の特例の廃止の際に手当の返還を求めなかったことと比較して均衡を欠く取扱いではない。

(3) 以上のことから、本件処分に違法性又は不当性はない。

(4) なお、審理員意見書も同旨である。

#### (理 由)

この案を提出したのは、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定により、特殊勤務手当の戻入の督促に関する審査請求に対する裁決について議会の意見を求める必要があるによる。

(参 考)

## 参 照 条 文

### 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（督促、滞納処分等）

第 231条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 }  
{ (略)  
6 }

7 普通地方公共団体の長は、第 1項から第 4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 }  
{ (略)  
12 }

### 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）抜すい

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条 （略）

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 （略）

### 3 民法（明治29年法律第89号）抜すい



(不当利得の返還義務)

第 703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。